

第2編

(5号炉及び6号炉に係る保安措置)

附 則

附則（ ）

(施行期日)

第 1 条

この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。

附則（平成 26 年 2 月 10 日 原規福発第 1402101 号）

(施行期日)

第 1 条

2. 添付 2-1（管理対象区域図）の免震重要棟 1 階他及び免震重要棟 2 階他の管理対象区域図面の変更は，管理対象区域の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。

附則（平成 25 年 8 月 14 日 原規福発第 1308142 号）

(施行期日)

第 1 条

第 6 1 条において，非常用発電機の運用を開始するまでは，必要な電力供給が可能な場合，他号炉の非常用ディーゼル発電機又は可搬式発電機を非常用発電設備とみなすことができる。

2. 添付 2-1（管理対象区域図）の地下水バイパス一時貯留タンク図における「汚染のおそれのない管理対象区域」については，それぞれの区域における区域区分の変更をもって適用する。

添付 2 - 1 については核物質防護上の理由から公開しないこととしております。

添付 2 - 1 管 理 対 象 区 域 図

(第 9 2 条, 第 9 3 条及び第 9 3 条の 2 関連)